

災害対策積立資産取扱規程

（目 的）

第1条 この規程は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、日本橋支部事務局（以下「支部事務局という。」）の復旧を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（積 立）

第2条 前条の目的に備えるため2,000万円を限度として、積立資産として毎年100万円を積み立てるものとする。

（取崩）

第3条 積立資産は支部事務局の災害復旧に充てるため取り崩すものとする。

2 前項の取り崩しは、幹事会の承認を得るものとする。ただし、支部長は、災害等の緊急やむを得ない事由で幹事会の事前承認を得ることが困難な場合は、支部事務局の復旧に必要な経費に限り取り崩すことができるものとする。この場合においては、支部長は支出後最初の幹事会において、その承認を得なければならない。（令和2.5.14変更）

（疑義の決定）

第4条 この規定に定めのない事項又は定められた事項について疑義を生じたときは、幹事会において決定する。（令和2.5.14新設）

（規定の改廃）

第5条 この規定の改廃については、幹事会の承認を得て行うものとする。（令和2.5.14新設）

附 則

この規程は、平成24年6月20日から適用する。

附 則

この改正規定は、令和2年5月14日から施行する。